

議第88号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年 3 月10日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成27年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	544, 024, 025 ^円	△ 133, 536, 671 ^円	410, 487, 354 ^円
彦 根 市	163, 826, 399	△ 33, 199, 142	130, 627, 257
長 浜 市	182, 228, 817	△ 36, 928, 362	145, 300, 455
近 江 八 幡 市	54, 559, 091	△ 14, 764, 047	39, 795, 044
草 津 市	89, 027, 601	△ 24, 091, 454	64, 936, 147
守 山 市	66, 519, 197	△ 20, 267, 316	46, 251, 881
栗 東 市	63, 291, 398	△ 19, 194, 480	44, 096, 918
甲 賀 市	64, 636, 477	△ 17, 491, 056	47, 145, 421
野 洲 市	54, 687, 466	△ 14, 798, 788	39, 888, 678
湖 南 市	53, 724, 659	△ 14, 538, 246	39, 186, 413
高 島 市	61, 099, 333	△ 1, 326, 422	59, 772, 911
東 近 江 市	127, 167, 600	△ 32, 470, 405	94, 697, 195
米 原 市	50, 419, 631	△ 10, 217, 453	40, 202, 178
日 野 町	15, 148, 171	△ 4, 099, 194	11, 048, 977
竜 王 町	18, 036, 594	△ 4, 880, 821	13, 155, 773
愛 荘 町	39, 248, 516	△ 7, 953, 646	31, 294, 870
豊 郷 町	10, 672, 405	△ 2, 162, 745	8, 509, 660
甲 良 町	11, 869, 310	△ 2, 405, 296	9, 464, 014

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	11,869,310 ^円	△ 2,405,296 ^円	9,464,014 ^円
計	1,682,056,000	△ 396,730,840	1,285,325,160
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			

(参考)

平成27年10月13日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第 137 号）」の金額を改めようとするものである。